

平成 27 年 4 月より「地域包括ケア病棟」を開設します

【地域包括ケア病棟とは】

急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さんに対して在宅復帰に向けての『準備を整える』ための病棟で、そのための診療やリハビリを目的としています。

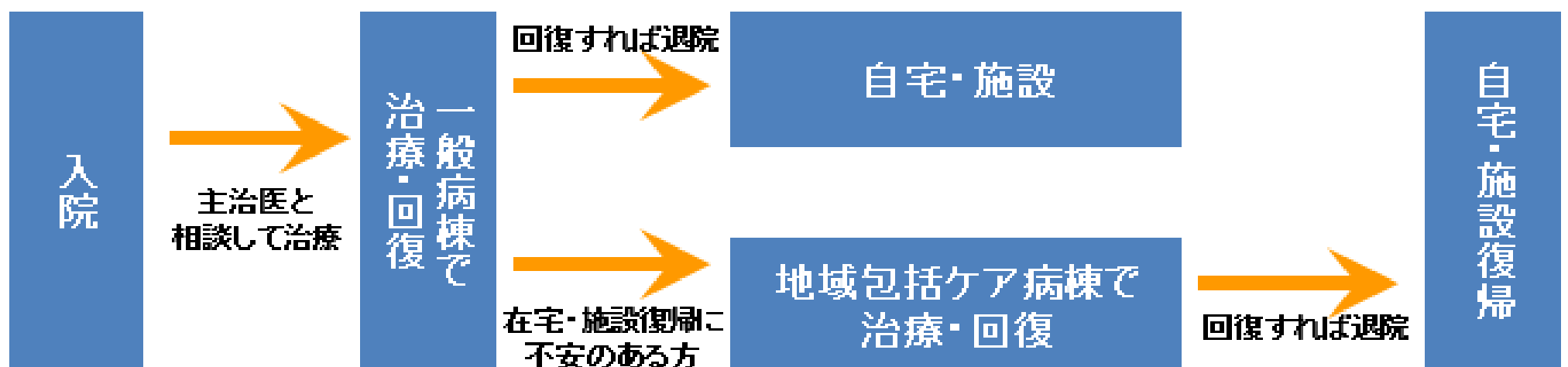
ご自宅等への退院準備をしっかりと整え、安心して地域へお戻りいただけるようお手伝いします。

地域包括ケア病棟入院診療計画書に基づき、主治医をはじめ看護師、専従のリハビリテーションスタッフ、医療ソーシャルワーカー等が協力し、患者さんの在宅復帰に向けた準備、相談を行っていきます。

【対象の患者さん】

- ・入院治療により状態は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
- ・急性期の入院診療（肺炎、骨折、手術など）が終了後も、退院を目指したリハビリテーションが必要な方
- ・在宅での療養準備が必要な方（日常生活に不安を感じ、様子を見ながら自宅へ帰る準備を進めたい方）
- ・福祉施設（有料老人ホームや特別養護老人ホーム等）入所準備中の方

（注）状態に応じ入院期間は調整しますが、60 日を限度としております。



【入院費について】

- ・定められた地域包括ケア病棟入院料での算定となり、入院費は定額で処置料・検査料などが含まれます。
- ・なお、後期高齢者（75 歳以上）の方は月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。ご不明な点がございましたら、医事課あるいは地域連携室（すずらん）へお尋ねください。

